

【14-1 親権喪失申立事件 認容した事例】

2 平成27年(家)第××号 親権喪失審判申立事件

3 番 判

4 住所 A県B市C町××番地

五 申 立 人 甲 野 秋 子

6 本籍 D県E市F町××番地

7 住所 D県E市G町×丁目×番×号

8 親 權 者 養 母 乙 山 冬 美

9 本籍 親権者養母に同じ

10 住所 申立人に同じ

11 未成 年 者

乙 山 夏 子

12 平成 11 年 1 月 2 日 × 生日

主 文

1 親権者養母乙山冬美の未成年者に対する親権を喪失させる。

15 2 手続費用は申立人の負担とする。

16 理由

17 第1 申立ての趣旨

18 主文同旨

19 第2 当裁判所の判断

20 1 本件記録によると、次の事実が認められる。

21 (1) 申立人と乙山太郎（以下「太郎」という。）は、平成8年〇月×日婚姻し、

22 長女である未成年者（平成11年12月×日生）及び二女である乙山春子（平

23 成〇年×月△日生。以下「春子」といい、未成年者と春子を「子ら」という。）

24 をもうけたが、平成16年〇月×日、子らの親権者を申立人と定めて協議離

25 婚した

(2) その後、太郎は、子らを車立人の下から連れ出し大阪へ行った上、車立人

1 に対して親権者変更の調停を申し立て、平成18年4月×日、未成年者らの
2 親権者を申立人から太郎に変更するとの調停が成立し、子らは、以後、太郎
3 及びその再婚相手と同居して生活することになった。

4 (3) しかしながら、子らと太郎の再婚相手の折り合いは良くなく、同人は、未
5 成年者を一日中飲まず食わずで正座させたり、ガラスのコップを体の近くに
6 投げつけたりするなどの暴力を振るった。

7 (4) このため、子らは、太郎方から逃げ出し、太郎の実母である親権者養母（以
8 下「冬美」という。）方へ逃げ込み、以後、未成年者は、冬美及びその内縁
9 の夫と同居生活を送るようになったが、春子は、児童養護施設に入所した。
10 冬美は、平成19年10月×日、未成年者と、平成20年2月〇日、春子と、
11 それぞれ太郎の代諾により養子縁組をした。

12 (5)ア 冬美は、未成年者が小学4年生に進級したころ、春子を児童養護施設か
13 ら引き取り、以後は4人で生活するようになった。しかし、冬美は、この
14 ころ、子らが申立人方を訪問した際、未成年者が申立人と同居したいと述
15 べたことをきっかけに、子らに対する親愛の情が薄れ、子らに対し、A県
16 に戻っても申立人に捨てられるだけだなどと言い含めるようになった。そ
17 して、冬美と未成年者との人間関係はその後も悪化する一方であり、冬美
18 は、未成年者が小学6年に進級したころから、頻繁に未成年者に対し、「親
19 に捨てられた子だ、A県の母親のところに帰れ、お前らが居なかつたら楽
20 だ。」などと言うようになった。

21 イ 冬美は、未成年者が中学校に進学したころから、未成年者を春子から遠
22 ざけ、口論となった翌日は未成年者の弁当を作らないなどした。冬美は、
23 平成26年の春ころからは、未成年者が口答えをすると、月3回くらい、
24 未成年者の喉元に包丁を突きつけたりした。冬美は、未成年者が高校を受
25 験するに当たり、高校に行かずにキャバクラに行って稼いで、冬美や内縁
26 の夫の生活を楽にしろと言ったこと也有った。

1 ウ 冬実は、子らが平成27年春に申立人方を訪問した際、子らに対し、申
2 立人から20万円を貰ってこいなどと命ずるなどし、子らが帰宅してくる
3 と、子らに対し、A県に戻っても申立人の再婚相手の子の面倒を見させら
4 れるだけだなどと言い含めた。また、冬美は、同年初夏ころ、未成年者の
5 新しい浴衣を見つけた際、援助交際をして入手したかのように決めつける
6 発言をした。冬美の内縁の夫は、未成年者に対ししばしば暴力をふるった
7 こともあったが、冬美がこれを止めることはなかった。

8 (6) 未成年者は、平成27年7月中旬ころ、上記のような冬美の態度に耐えか
9 ねて家出をしたが、心配した申立人から警察署に捜索願が出されたことを知
10 ったことから、警察署に出向いた。未成年者は、警察署で、冬美からこれまで包丁を突きつけられたことがあったなどと述べ、冬美宅には戻りたくない
11 と述べた。冬美もまた警察官立会いの席上で、申立人や子らに対し、未成年
12 者に包丁を向けたことがあったことを認める趣旨を述べた。

14 (7) 未成年者は、平成27年7月中旬以降、申立人の下で、申立人の再婚相手
15 や異父きょうだいとともに生活していて、今後も申立人らと生活していくこ
16 とを望んでいる。

17 なお、春子は、当初、未成年者とともに申立人の下へ行く意向を示してい
18 たところ、直前になって取り止めたが、申立人及び未成年者は、将来的に春
19 子との同居も望んでいる。

20 (8) 冬美は、本件審問期日に出頭しない。

21 冬美は、本件審問期日出頭の呼出を受けた後、当裁判所に対し、当初、親
22 権者は太郎である旨を述べており、親権者であることについての自覚に乏し
23 かった上、その後、未成年者の親権はいつでも渡す旨述べるに至っている。

24 2 (1) 前記1で認定した事実によると、冬美は、未成年者が小学校高学年に進級
25 したころから、頻繁に暴言を吐くようになり、未成年者が中学に進学すると、
26 口論した翌日などにはわざと未成年者の弁当を作らないといった態度に出

1 て、さらに、昨年の春ころからは、月3回程度その喉元に包丁を突き付ける
2 ようになり、本年に入ってからは未成年者を通じて、申立人に金銭の支払を
3 迫るようになったというのであり、これら諸事情に照らすと、冬美による親
4 権行使の態様は著しく不適当で、未成年者の利益を著しく害していることは
5 明らかである。

6 (2) そして、前記1で認定した事実によると、冬美は、呼び出しを受けたにも
7 かかわらず本件審問期日にすら出頭しなかったばかりか、その後、未成年者
8 の親権をいつでも渡すとの意向を示すに至っているというのであり、もはや、
9 未成年者に対する親権行使への意欲、関心を完全に失っている状態にあると
10 いうほかなく、上記(1)で指摘した冬美の親権行使の態様上の諸問題が、今後
11 2年以内に解消する見込みはない。

12 (3) 以上のほか、本件記録に現れた一切の事情を考慮すると、民法834条に
13 基づき、冬美の未成年者に対する親権を喪失させるのが相当である。

14 3 よって、主文のとおり審判する。

15 平成27年12月×日

16 A家庭裁判所

17 裁判官 ○ ○ ○ ○

18

19

1 【14-2 親権停止申立事件 認容した事例】

2 平成28年(家)第××××号、同第××××号 親権停止審判事件

3 審 判

4 住所 H県I市J町×丁目×番×号

5 申 立 人 H県I児童相談所長

6 △ △ △ △

7 同手続代理人弁護士 □ □ □ □

8 本籍 H県I市K町××番地

9 住所 H県I市K町×丁目×番×号

10 親 権 者 父 丁 谷 一 郎

11 本籍 親権者父と同じ

12 住所 H県I市K町×丁目×番×号

13 未 成 年 者 丁 谷 二 郎

14 平成11年9月×日生

15 本籍 親権者父と同じ

16 住所 H県I市K町×丁目×番×号

17 未 成 年 者 丁 谷 花 子

18 平成14年11月×日生

19 主 文

20 1 親権者の未成年者丁谷二郎及び未成年者丁谷花子に対する親権を本
21 審判確定の日からいずれも2年間停止する。【注1】【注2】

22 2 手続費用は申立人の負担とする。

23 理 由

24 1 申立ての趣旨

25 親権者の未成年者丁谷二郎及び未成年者丁谷花子に対する親権をいずれも

1 本審判確定の翌日から 2 年間停止する。

2 2 当裁判所の判断

3 (1) 本件記録によれば、次の事実が認められる。

4 ア 親権者父（昭和 43 年 8 月 × 日生、以下「親権者」という。）は、平成
5 6 年 4 月 × 日に丁谷△子（以下「実母」という。）と婚姻し、平成 8 年 8
6 月 × 日に長男である太郎（以下「長男」という。）、平成 11 年 9 月 × 日
7 に二男である未成年者丁谷二郎（以下「二男」という。）を、平成 14 年
8 11 月 × 日に長女である未成年者丁谷花子（以下「長女」といい、二男と
9 併せて「未成年者ら」という。）をもうけた。

10 イ 実母は、平成 21 年 11 月 × 日、死亡した。

11 ウ 親権者は、平成 23 年 9 月 × 日、再婚相手と婚姻し、平成 26 年 5 月 ×
12 日に一度離婚するも、同年 7 月 × 日、同再婚相手と再び婚姻した。再婚相
13 手と未成年者らは養子縁組していない。

14 エ 平成 27 年 4 月ころ、親権者と再婚相手は別居し、長男は、H 県 I 市内の勤務先の寮で生活するようになった。

16 このころから、親権者はよく飲酒するようになり、未成年者らが食事の
17 用意やその他の家事を行うようになった。親権者は、同年 5、6 月ころには、酒を買いに行くことを二男に止められて言い合いになったり、飲酒し
18 ていらいらした状態で、長女に手を挙げたりしたこともあった。

20 オ 親権者は、平成 27 年 6 月、当時の会社の上司に連れられて K 医療セン
21 ターに行き、担当医師から、アルコール依存症、アルコールせん妄と診断
22 され、その治療のため、同年 9 月 × 日まで入院した。

23 この間、主に未成年者らの父方祖父母（親権者の父母）が、未成年者ら
24 を監護養育していた。

25 カ 親権者は、平成 27 年 9 月 × 日、再婚相手との離婚調停期日後、飲酒し、
26 再婚相手に暴力をふるい、逮捕、勾留された。その後、親権者は、L 病院

1 アルコール専門病棟に入院したが、飲酒を繰り返したため、同年 11 月 ×
2 日強制的に退院させられた。

3 キ 親権者は、平成 27 年 11 月 × 日、自宅において飲酒し、親権者の父（以
4 下「祖父」という。）に暴力をふるい、逮捕、勾留された。

5 親権者は、再婚相手及び祖父に対する暴行罪で起訴され、平成 28 年 1
6 月 × 日、同罪について罰金刑を受け、同日釈放された。

7 ク 親権者は、平成 28 年 1 月 1 × 日、長女と飲食後、停車していたパトカ
8 ーを蹴るなどして、器物損壊及び公務執行妨害罪で逮捕、勾留された。親
9 権者は、同罪で起訴され、平成 28 年 4 月 × 日、執行猶予付きの判決を受
10 け、釈放された。

11 ケ 親権者は、上記オの入院後、休職中であったが、平成 28 年 3 月に退職
12 した。

13 ヲ H 県 I 児童相談所（以下「児童相談所」という。）は、平成 28 年 3 月
14 1 × 日、親権者と面接したが、親権者は、未成年者らの施設入所に同意し
15 なかつた。児童相談所は、同月 2 × 日、未成年者らを一時保護した。

16 サ 児童相談所において実施された心理診断所見では、二男につき、親権者
17 のせいで自分の生活が振り回されたことにより、精神的エネルギーが低下
18 し、気分が落ち込んでおり、二男のためには、まずは自分の生活が脅かさ
19 れない環境で生活し、安心・安全を保障し、エネルギーの回復を図ること
20 が不可欠である旨指摘されている。また、長女については、家庭生活のス
21 トレスが長女の不安定感、気分の落ち込みなどの軽度の精神症状として表
22 れており、安全・安心できる環境の中で、情緒面のケアが必要になると指
23 摘されている。

24 シ 未成年者らは、親権者の親権停止について、当庁家庭裁判所調査官に対
25 し、生活の安全を脅かす親権者の状況からすれば施設入所は仕方がなく、
26 支障なく施設生活を送るためには、施設入所、医療契約等について、父の

1 同意が不要であるほうがよい旨述べ、親権を停止することでよいとの意向
2 を示した。未成年者らは、親権者が飲酒をやめ、立ち直ることを期待して
3 いるものの、現時点ではいずれも親権者と同居する意向は有していない。
4 なお、未成年者らは、まだ施設になじめない部分も見受けられるものの、
5 それぞれ前向きに生活している。

6 ス 親権者は、本件第1回期日において、親権停止については、自分でちや
7 んと育てたいのでやめてほしいと思っていることなどを陳述した。

8 (2) 検討

9 上記認定事実によれば、親権者は、平成27年6月以降、アルコール依存
10 症で長期間入院しただけでなく、飲酒後の暴力、器物損壊行為、公務執行妨
11 害により4回も逮捕、勾留されるなど、飲酒による生活への影響が大きく、
12 それらは未成年者らの日常生活にも影響を与えてきたことが認められる。こ
13 のような親権者の現状では、未成年者らに対する適切な監護養育が期待でき
14 ず、今後も飲酒により、未成年者らの利益を害するおそれが高いと言わざる
15 を得ない。

16 これに対し、親権者は、酒をやめてやり直す旨陳述している。しかしながら、
17 親権者は、これまで未成年者らに飲酒しないことを約束し、刑事裁判
18 において飲酒しないことを何度も約束していると思われるものの、飲酒をし
19 た上での犯罪を繰り返していること、アルコール依存症の治療のため入院し
20 たのに、飲酒したことが原因で強制退院となっていることからすれば、いま
21 だアルコール依存症と真摯に向き合っていない状況で、自ら積極的な治療の
22 意志も見受けられない。また、仮に親権者がアルコール依存症の治療意志を
23 もったとしても、治療、回復には一定程度の期間を要する。

24 したがって、親権者による親権の行使が困難又は不適当であることにより
25 子の利益を害する場合に当たり、親権者の親権を停止する必要がある。そして、
26 前記のとおり、親権者の治療には相当期間を要すること、未成年者らの

1 意向などを考慮すれば、親権停止の期間はいずれも2年間と定めるのが相当
2 である。

3 3 よって、主文のとおり審判する。

4 平成28年6月×日

5 H家庭裁判所I支部

6 裁判官 ○ ○ ○ ○

7 【注1】未成年者が成人に達するまでの間停止する場合には、「…に対する親権を本審
8 判確定の日から平成××年×月×日まで停止する。」とする例が多い。なお、満年齢に
9 達する日につき、年齢に関する法律及び最高裁判所昭和53年（オ）第647号同54
10 年4月19日第一小法廷決定・判例タイムズ384号81頁参照。

11 【注2】前件審判における親権停止期間の満了日の翌日から停止する場合には、「…に
12 対する親権を平成××年×月×日から○年間（あるいは△月間）停止する。」とする例
13 が多い。

14

15

1 【14-3 審判前の保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者の選任）
2 を認めた事例】

3 平成27年（家口）第××号 審判前の保全処分（親権者の職務執行停止及び職務
4 代行者の選任）申立事件

5 （本案 平成27年（家）第×××号）

6 番 判

7 住所 A県B市M町××番地

8 申 立 人 A県B児童相談所長

9 同手続代理人弁護士

10 本籍 A県B市N町××番地

11 住所 A県B市O町×丁目×番×号

12 親 権 者 父 戊 林 吾 郎

13 本籍 A県B市N町××番地

14 住所 A県B市O町×丁目×番×号

15 親 権 者 母 戊 林 春 美

16 本籍 親権者らに同じ

17 住所 申立人に同じ

18 未 成 年 者 戊 林 桜 子

19 平成22年5月×日生

20 主 文

21 1 上記本案審判申立事件の審判が効力を生ずるまでの間、未成年者に対する
22 親権者らの職務を停止し、申立人をその職務代行者に選任する。【注1】

23 2 手続費用は申立人の負担とする。

24 理由の要旨

25 第1 申立ての趣旨【注2】

1 主文同旨

2 第2 当裁判所の判断

3 1 本件記録によると、次の事実が一応認められる。

4 (1) 未成年者は、平成22年5月×日、親権者らの長女として出生したが、
5 出生直後から○○○疾患との診断を受けた。

6 (2) 当該疾患については、×歳前後で手術を施行するのが一般的であるが、
7 親権者らは、西洋医学に対する不信等を訴え、出生後しばらくの間、担当
8 医師の指示があったにもかかわらず、未成年者を受診させず、その後、担
9 当医師や保健師の再三の説得により未成年者を病院に連れて行くようにな
10 なったものの、いわゆる民間療法を継続すれば治るなどとして手術や検査
11 の実施を拒み続けていた。

12 (3) そうしたところ、平成27年×月×日、未成年者は、外出先で病状が悪
13 化したため、M病院に救急搬送され、そのまま入院した。

14 (4) 現在の未成年者の病状は重篤であって、これを放置すると各種の合併症
15 が発症し、生命の危険も生じる可能性があり、可及的早期に○○○術を行
16 う必要性がある。他方、当該手術による死亡の危険性は×%未満、合併症
17 の危険性は△%未満にとどまる。

18 (5) 申立人は、平成27年10月×日、本案の審判を申し立てるとともに、
19 本件保全処分を申し立てた。

20 (6) 親権者らは、本件手続において、今後もいわゆる民間療法を継続して行
21 えば治癒する旨の書面を提出し、第1回期日には出頭しなかった。

22 2 前記1で認定したとおり、未成年者の身体・生命の安全を得るためにには可
23 及的速やかに手術をする必要があるにもかかわらず、親権者らは効果不明な
24 いわゆる民間療法を継続して行えば治癒するとして手術に同意しないので
25 あるから、親権者らによる親権の行使が不適当であることにより未成年者の
26 利益を害するというべきである。

1 また、現在の未成年者の病状は重篤であって、可及的早期に〇〇〇術を行う
2 必要性があるのであるから、保全の必要性も認められる。

3 そうすると、本案の審判確定までの間、親権者らの職務の執行を停止させ、
4 かつ、その職務代行者として申立て人を選任するのが相当である。

5 よって、本件保全処分の申立てを認容することとし、主文のとおり審判す
6 る。

7 平成27年11月×日

8 A家庭裁判所

9 裁判官

○ ○ ○ ○

10 【注1】親権停止の審判の効果は確定しなければ生じないことから、親権停止審判の申
11 立てと同時に、職務執行停止及び職務代行者選任の保全処分が申し立てられることが少
12 なくない。なお、児童が一時保護されている場合に親権者の親権が停止されると、児童
13 相談所長が親権を行使することになるから、この場合には、職務代行者選任の保全処分
14 の申立てを要しないと考えられる。職務代行者を選任していない場合、審判の告知及び
15 その効力発生時期に注意を要する（家事法174条1項）。

16 【注2】医療ネグレクト事案における保全処分につき、吉田彩「医療ネグレクト事案に
17 おける親権者の職務執行停止・職務代行者選任の保全処分に関する裁判例の分析」家庭
18 裁判月報60巻7号1頁参照。